

令和6年度 第1回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会要項

令和6年7月18日（木）14時～
於 龍ヶ崎市教育センター大研修室

進行：事務局（教育センター）

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委嘱状（任命書）交付
- 4 委員等出席者自己紹介
- 5 協 議（進行：会長 記録：事務局）
 - (1) 令和5年度のいじめの認知件数等について
 - (2) 脱いじめ傍観者教育・SOSの出し方教育を推進する取組について
講師 スタンドバイ株式会社代表 谷山 大三郎 様
 - (3) その他
○第2回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会
令和7年3月14日（金）14時～（予定）
- 6 閉 会

龍ヶ崎市教育センターにおけるいじめに関する取組

1 令和5年度いじめ認知件数（令和5年4月～令和6年3月）

○小学校 317件（うち解消 201件、支援・見守り継続中 116件）

○中学校 164件（うち解消 138件、支援・見守り継続中 26件）

小学校では「ひやかしやからかい、悪口等」が多く、次いで「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩く・蹴るなど」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり」が多い。

中学校では「冷やかしやからかい、悪口等」が多く、次いで「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩く・蹴るなど」「パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷」となっている。

各学校においては、「いじめ」は、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要である。（中略）

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめを認知していない学校にあっては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【令和4年度 問題行動・不登校等調査 回答にあたっての留意事項（文科）より】

2 相談事業

(1) 教育相談員による相談（令和5年4月～令和6年3月）

※延べ回数

	不登校	学校生活・ 集団不適応	対人 行動	いじめ	学業 進路	教師	家庭	発達 障害	その他
来所相談	1,210	103	24	0	19	2	0	31	46
適応指導	1,415	0	21	0	0	0	0	14	141
家庭訪問	11	3	0	0	0	0	0	0	0
学校訪問	124	43	4	0	0	0	0	0	0
電話相談	349	55	27	0	8	0	0	0	0
他機関と連携	1	6	0	0	0	0	0	0	0
計	3,110	210	76	0	27	2	0	45	187

(2) SNS相談事業

いじめをはじめ、生徒の様々な相談の窓口を広げ、きめ細かい対応ができるようにした。

○アクセス件数 21件（1件の相談で複数回のやり取りあり）

○相談内容（内訳）

内 容	件	内 容	件
人間関係・友人関係	9	勉強	0
いじめ	1	学校生活、自身の生活	2
自殺念慮	2	家族・親	2
部活動	0	自分のこと	3
挨拶等	2		

(3) 相談員派遣事業

○龍の子さわやか相談員派遣事業

市内 5 中学校に 8 人を派遣 各校／週3または4日／1日5時間

市内 11 小学校に 14 人を派遣 各校／週1または2日／1日4時間

○市スクールソーシャルワーカー派遣事業 派遣校数 11校

○県スクールカウンセラー派遣事業 市内全小中学校 5人（中学校区ごとに1人）

2 啓発事業

(1) 脱いじめ傍観者プログラムの実施（令和元年度から継続して実施）

○市内全中学校1年生を対象に、スタンドバイ株式会社より講師を招聘して授業を行った。

〈ねらい〉

- ・いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の立場にとどまらず、被害者が加害者に声をかけたり、いじめが行われている雰囲気を変えたり、誰かに相談したりといった、何らかの行動をとることが重要だということを理解する。
- ・一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかは、クラスの雰囲気が関わってくることを理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。

○令和5年度は、課題未然防止教育の推進（プロアクティブ生徒指導）の観点から、中学校2・3年生を対象に「SOSの出し方教育」についても、スタンドバイ株式会社より講師を招聘して授業を行った（市内2中学校）。

(2) 茨城県スクールロイヤーによる出前授業

県スクールロイヤー活用事業を利用し、城ノ内小学校（対象：6年生）、市教育研究会生徒指導部会（対象：市内小中学校教職員）において、「いじめ予防に関する授業」「いじめ予防に関する研修」を実施した。

- ・小学校においては、法に基づいて「いじめ」を考えさせることで、いじめ問題等の未然防止を図ることをねらいとして授業を実施。
- ・市教研生徒指導部会においては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの正しい理解を図るとともに、適切な保護者対応について考えることをねらいとして研修を実施。

・成果（感想から）

【城ノ内小】

- ・自死に至った事案の話や、ドラえもんの登場人物を用いたいじめ4層構造の話など、児童に伝わりやすい内容で、いじめ問題の本質に迫る講話をいただき、児童それぞれが、自分事としていじめ問題を真剣に考える機会となった（担任の感想）。
- ・いじめが簡単に起き得る身近な問題であることが分かった児童 77%
- ・周囲の人の「心のコップ」を軽くするために自分にできることを考え、表現できた児童 100%
- ・いじめの4層構造の傍観者の立場でできることを具体的に考え、表現できた児童 97%

【市教研】

- ・いじめ防止対策推進法に沿ったいじめの定義の確認や、法に基づいた対応など、分かっているようで深く理解できていなかったことを分かりやすく説明していただき、非常によく理解できた。
- ・実際の事例や判例等も含めた、保護者や児童生徒の要望とそれに対する対応のポイントについて、資料を提示しながら説明していただき、今後の学校での実務に大変役立つ講演だった。

(3) 生徒指導連絡会（研修会）の開催

生徒指導連絡会においては、各小中校の生徒指導主事や教頭を対象に、「龍の子がSOSを出しやすい校内相談体制とは？」というテーマで校内研修ができるよう、プレ演習を実施した。

会議や討論の手法である「ワールドカフェ」は、参加者全員が自由に意見を交わしてお互いの理解を深め、新たな気づきやアイデアを得ることを目的とした手法である。時間を決めて、メンバーを入れ替えながら、同じ課題について話し合いを進めていくため、たくさんの人の意見を聞くことができ、各校で実施した報告から「普段、あまり話したことがない先生の意見を聞くことができた」といった感想が聞かれた。校内の相談体制が充実するためには、「教職員同士が話しやすい関係にあること」＝「同僚性」が大切であることは、国立教育政策研究所の調査でも明らかになっており、いじめの未然防止にもつながると考えられる。

また、「スクールカウンセラーやさわやか相談員との連携を深めたい」といった感想からは、多職種、関係機関との連携の必要性を感じている教職員が多い、ということが分かった。

それぞれの小中学校では、規模や実態に違いがあるが、各校に応じた校内相談体制の在り方について、多くの教職員の意見を確認するよい機会となった。

(4) 教育相談窓口の周知等

- ・龍ヶ崎市の相談窓口案内や、「いばらき子どもSNS相談」案内チラシの配付、中学校においては「匿名報告相談アプリ スタンドバイ」の周知など、複数の相談方法について、繰り返し児童生徒や保護者に対して周知を行った。
- ・専門家の助言等が必要と判断される相談の場合は、各校の教育相談担当者が県派遣のスクールカウンセラーや、本センターの教育相談員（公認心理師、臨床心理士の有資格者）に迅速につなげられるようにした。